**最新・中国法ニューズレター**

――――第6号――――

発行者：上海董孝銘弁護士事務所

所長・弁護士 董孝銘

上海市南京西路881号

静安新時代大厦13階10室

TEL:021-6122-9507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

***目　　次***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 案件分析 | ： | 移転価額税制に要注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2 |
| * 重要法規解説 | ： | 国務院の「外資を積極的に利用し、質の高い経済発展を推進する若干措置に関する通知」・・・・・・・・・・・・・・・・・P3 |
| * 主要法令 | ： | 特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・P4 |

***案件分析***

**移転価額税制に要注意**

一、案件経緯

2013年7月Ｎ市国税局の税務担当は、同市にある中日合弁電子製品生産企業（以下、A社とう）の資料を審査中、A社の売上規模が連年増、特に2009年新規プロジェクト操業後、年間販売額の2.7億人民元から10億人民元までに急伸、一方A社の営利能力が弱く、その設立から経営業績の不振が長らく続き、経営の実際状況に合致せず、また、2009年から2013年までのA社と関連企業側との取引額は全体の99.7％を占めているため、脱税の疑いがあると発見した。

Ｎ市国税局はA社の同期資料の合法性を審査し、財務データ及び第三者の情報等と比較し、税金を逃れたり、利益を移送したらしたか否かを評価する。

税務員はA社の大量のデータ情報を比較、照合し、その海外関連取引のある利益率はわずか1.76％を過ぎず、Ｎ市電子部品業界平均5.89％の数値を明らかに下回っていると発見した。よって、Ｎ市国税局は、A社の全体業績の不振は関連取引と直接的な因果関係があると確定し、A社に対する脱税立案調査を上申した。同年10月国家税務総局は2009年から2013年までのA社関連取引状況に関して移転価格税制の正式な立案取調を許可した。特別査察チームの取調によってA社の関連取引金額が46.4億人民元に達したと認定した。

二、適用法律

１、国家税務総局が配布した「特別納税調整実施弁法（試行）」（国税発（2009）2号）は、如何に特別納税を調整し、特に移転価格の調整と調整方面について具体的に取決めている。

２、Base Erosion and Profit Shifting（BEPS）関連行動計画の重要な措置の一つとして、国家税務総局は2016年6月29日「2016年第42号公告」を配布し、「国税発（2009年）2号」通達に関連する申告、同期資料管理及び国別報告等の関連規則について改訂、補足した。

三、移転価格税制の調査対象

実務上、A社のケースのように、税務機関は「国税発（2009）2号」通達の要求に従って移転価格税制の調査対象として、下記の状況のいずれかにかかる企業を選択する。

１、関連取引の金額が大きく、または類型の多い企業

２、長期にわたって欠損、薄利またはジャンプ型営利の企業

３、同業界の利益水準を下回る企業

４、利益水準とその負担する機能リスクと明らかに整合性を取れない企業

５、租税回避地の関連企業側と業務を行う企業

６、規定通り関連の申告をせず、または同期資料を準備しない企業

７、その他独立取引の原則に明らかに違反する企業

四、コメント

１、税務機関は、「2016年第42号公告」の実施によって、企業間の関連取引状況を全面的に掌握し、多国籍グループの傘下企業の利益帰属地と価値の創出地と合致するかどうかを評価することができるようになった。多国籍企業は、「2016年第42号公告」の自社の関連取引と移転価格設定政策への影響を研究、評価し、潜在的な移転価格税制調査と調整リスクを回避するよう有効的な措置を取る。

２、企業は現行の関連契約条件、取引構造及び移転価額決定を再確認し、必要に応じて見直し、地域性の特別な要素等の影響も考慮すべき。

３、全体のバリューチェーンにおける中国企業の役割、及び位置付けのほか、簡単な機能リスクの生産者、商社、サービス提供者であるか否か、剰余価値の配分に関わるか否か、欠損が合理的なのか否か、または最低収益が安全であるか否かを確かめる。

４、税務機関は企業所得税年度清算、納税評価、同期資料などのデータに基づいて移転価格税制案件を選定するので、企業も関連取引の同期資料、金額の大きい対外支払及び持分譲渡など情報を含め、慎重且つ真実に披露しなければならない。

***重要法規解説***

**「外資を積極的に利用し、質の高い経済発展を推進する**

**若干措置に関する国務院の通知」について**

国務院は、2018年6月10日付「外資を積極的に利用し、質の高い経済発展を推進する若干措置に関する通知」（以下、「通知」という）を公布し、実施することを決めた。その要点を以下の通り取り纏めてみます。

一、背景

中国当局は、米中貿易摩擦の深刻化を受けて、今後、中国政府が目指す産業・経済構造の高度化に障壁を無くすには更なる対外開放が不可欠だと判断した。「通知」は、中国の自主的な対外開放の拡大、国際的な慣行の受入、公平な市場競争環境の構築、外商投資への発展空間の提供、政策の予見性と確実性を公約し、外商企業に安心感を与えようとする当局の思惑が見える。

1. 内容

１、市場参入の障壁を大幅に緩和し、投資自由化のレベルを引上げる。参入前の国民待遇に加えたネガティブリスト管理制度を全面的に実施し、外資の金融業参入制限を緩和し、合格の海外機関投資家制度を完備し、原油、鉄鋼石などの先物取引を導入し、交通輸送、物流、専門サービス、農業、採鉱業、製造業の対外開放を持続的に推進する。

２、外商投資管理制度を改革し、投資利便性を高める。外商投資審査権限を地方政府に委譲し、地方政府による集中行政審査の試行を支持し、外商投資企業の資金運用便利性を高め、外国人の中国就労ビザー取得及び出入国制度を改善し、条件に合うハイレベル海外人材には有効期間5～10年、滞在期間最長180日の人材ビザを発行し、必要に応じて、最短2日勤務日内に査証を与える。

３、外商投資企業の経営コストを引下げる。生産企業の法による工場建物の増築、工場構内の改造、敷地内での生産拡大、倉庫の増築を許可する。期限付き特定業務の労働契約、短期固定期限の労働契約の締結によって雇用の需要に合わせる外商企業の合理的な雇用を支持する。外商投資企業の綜合計算勤務時間制と不定時勤務制の申請に

審査手順、期限を短縮する。二国間の社会保障協定の交渉調印を加速する。

４、外商投資保護レベルを高める。知的財産権保護を強化し、特許など関係法律の改定を行い、知的財産権の侵害に対する損害賠償の上限を引き上げ、模倣行為を厳重に取り締まる。

５、外商投資の質とレベルを引上げる。外国企業の中西部地域、農業、先端製造業への投資を誘致し、外資のM&Aによる投資、外商投資企業の新三板市場への上場を奨励し、条件に合う外国自然人投資家による中国国内上場企業への合法的な投資を許可する。

***主要法令***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 法　　律　　名　　称 | 施行日 |
| 1 | 国務院の「外資を積極的に利用し、質の高い経済発展を推進する若干措置に関する通知」『重要法規解説』をご参照下さい） | 2018/06/10 |
| 2 | 財政部、国家税務総局、科学技術部の「海外への技術開発委託費用税前増額控除関連政策問題に関する通知」 | 2018/01/01 |
|  | 財政部、国家税務総局の「2018年度部分業界の増値税留保相殺税額の還付関連税収政策に関する通知」 | 2018/06/27 |
| 3 | 商務部の「「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」の改訂に関する決定」 | 2018/06/30 |
| 4 | 最高裁の「国際商事法廷若干問題に関する規定」 | 2018/07/01 |
| 5 | 国務院の「「企業所得税税前控除証票管理弁法」の配布に関する公告」 | 2018/07/01 |
| 6 | 国家税務総局の「新規納税者の増値税領収書申請取得管理関連事項に関する公告」 | 2018/08/01 |

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズーレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズーレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）